

【兵庫県】漁村整備事業(機能保全事業)実施箇所図

管理者区分		漁港種別
県	市町	
●	○	第1種漁港
▲	△	第2種漁港
■	□	第3種漁港

第1種漁港：利用の範囲が地元の漁業を主とするもの
 第2種漁港：利用の範囲が第1種漁港よりも広く、
 第3種漁港に属さないもの
 第3種漁港：利用の範囲が全国的なもの

